あつては、旧沖振法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業）」と、同表の第二号の上欄中「限る。）」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第四十二条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第四十二条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業）」とする。

一　経過旧情報通信産業振興計画期間の末日以前に設立された法人で旧情報通信産業特別地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

二　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間の末日以前に設立された法人で旧国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

3　内国法人で旧認定法人（沖振法等改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人をいう。）に該当するものの施行日以後に終了する事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第二項中「限る。）に」とあるのは「限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第六十条第三項に規定する旧認定法人に」と、「、同法」とあるのは「、沖縄振興特別措置法」とする。

（第十二条の規定による改正に伴う資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第三項（同条第十項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）及び新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、法人が施行日以後にされる収用等（新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第一項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する収用等をいう。）に係る新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2　旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第四号に規定する土地の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の十第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第六十二条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧令和二年改正前租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十三条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二の規定は、施行日以後に行われる同条各号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十四条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　附則第五十六条第二項各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「第四十二条の九第一項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき（同表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。

3　旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「第四十二条の九第一項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産」とする。

4　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度（新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当することとなった日以後に終了する連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度（施行日以後に終了する連結事業年度（適用年度を除く。）を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日以後に旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項又は第二項に規定する認定を受けたものが施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。